

# 機能等証明書

## 1 機能等証明書とは

- (1) 機能等証明書とは、納入しようとする機器が調達仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類です。
- (2) 入札仕様書に記載されていない製品で応札する場合は、開札前までに機能等証明書の承認を受けなければなりません。

## 2 機能等証明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月15日(水) 午後5時15分
- (2) 提出先 〒870-8503  
大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁教育DX推進課
- (3) 注意事項
  - ア 機能等証明書の内容に関して説明を求められることがあるので、持参してください。教育DX推進課の担当者からの質問に受け答えができる方の持参が望ましいです。
  - イ 書類に不備が認められたときは受付をしない場合がありますが、これを理由に提出期限を延長することはできませんので、余裕をもって提出してください。

## 3 提出書類

- (1) 機能等証明書(様式1)
- (2) 納入機器仕様一覧表(様式2)
- (3) 製品仕様書またはカタログ等  
上記(2)の内容を確認するための資料であるため、該当箇所にマーカを付したり、赤色ボールペンで囲んだりする等、教育DX推進課担当者が確認しやすいようしてください。

## 4 提出に際しての注意事項

- (1) 提出書類のサイズは、A4版とし、上記3の順番に綴って提出してください。
- (2) 上記3の(3)「製品仕様書またはカタログ等」については、上記3の(2)「納入物品仕様一覧表」における「資料No.」のインデックスを貼付してください。